

みやぎ障害者プラン 重点施策(素案)

- ◆ 基本理念に掲げる「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会」をつくるためには、障害のあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し、支え合うという文化を醸成していくことが何よりも重要です。

しかしながら、障害のある人に対する不当な差別の禁止等を定めた「障害者差別解消法」の認知度など、障害や障害のある人に対する理解や差別の解消に向けた取組は、未だ十分とは言えないのが現状です。

- ◆ また、障害のある人が、地域社会の一員として充実した生活を送るためには、経済的な自立が不可欠であり、特に、働く意欲・能力を有する障害のある人の雇用・就労の促進を引き続き推進することが重要です。

しかしながら、県内の一般企業における障害のある人の雇用率は法定雇用率に届いていないほか、福祉的就労の場で働く障害のある人の工賃水準も目標額とは未だ乖離があり、工賃向上の取組も求められています。

- ◆ 障害のある人が、地域で安心して生活するためには、住まいの場の確保や、その人の心身の状況等に応じた適切な支援・サービスを受けることのできる体制の整備が必要です。

県では、これまでも、障害のある人の地域生活移行等を推進するため、障害のある人の地域での生活の場となるグループホーム等の整備や、在宅サービス・相談支援体制の充実を図るとともに、重度・最重度の障害のある人のセーフティネットとなる施設入所サービスの充実にも取り組んできましたが、これらの更なる充実が求められています。

- ◆ 県では、こうした経緯から、以下の3項目を本プランにおける重点施策として位置づけ、基本理念の実現に向けた様々な取組を進めてまいります。

- 1 障害を理由とする差別の解消
- 2 雇用・就労の促進による経済的自立の促進
- 3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

1 障害を理由とする差別の解消

<背景>

障害のあるなしに関わらず、全ての県民がお互いの人格と個性を尊重し、支え合える地域社会のためには、障害や障害のある人に対する深い理解が必要です。

また、平成28年4月に「障害者差別解消法（以下この章において「差別解消法」といいます。）」が施行され、行政機関や事業者等による、障害を理由とする不当な差別の禁止等が定められ、障害のある人の権利擁護の一層の推進が求められています。

しかしながら、同年12月に県が実施した県民意識調査では、「障害者差別解消法を知っている」と回答した割合が36%にとどまったほか、障害のある人に対して同様の質問をした基礎調査でも、同法を「知っている」と回答した割合が23%と低水準となっており、障害者差別に関する制度の浸透は不十分と言わざるを得ない状況にあります。

また、県民意識調査において、障害を理由とする差別について「その場に居合わせたことがある」と回答した割合が16%であったのに対し、基礎調査で「差別の経験がある」と回答した割合は28%（知的及び精神の障害がある人は約4割）となっており、県民の間でも意識の乖離が生じていると考えられることから、これらの解消に向けた取組を進める必要があります。

<現状等>

(1) 平成28年県民意識調査の結果概要（抜粋）

- ◆ 本県に居住する18歳以上の男女4,000人に対して実施し、回収数が1,989通であった同調査では、県全体で「障害者差別解消法」の認知について回答している割合は「知っている（36.0%）」、「知らない（64.0%）」となっており、障害者差別に関する制度のさらなる周知が求められています。
- ◆ また、障害を理由とする差別の経験等について回答している割合は、「自分自身が経験したことがある（4.1%）」、「居合わせたことがある（16.2%）」となっており、そのうち、「差別された又は居合わせた場所」の割合が最も高かったのは「学校・塾（17.9%）」で、次いで「病院・福祉サービス事業所（16.9%）」、「職場（16.2%）」の順となり、「差別の内容」の割合が最も高かったのは、「偏見を感じるような対応をすること（45.6%）」で、次いで「障害のある人が困っているときに手助けしないこと（23.6%）」、「障害のある人とのコミュニケーションに配慮しないこと（17.2%）」の順となっています。

(2) 平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査の結果概要（抜粋）

- ◆ 本県に居住する障害のある人4,000人に対して実施し、計1,910人の方に回答いただいたアンケート調査（平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査（以下「基礎調

査」といいます。)では、全体で「障害者差別解消法」を知っていると回答している割合は 22.6%となっており、障害のない人を含んでいる県民意識調査よりも低水準となっています。

- ◆ 他方、「差別を受けたことがある」と回答した人の割合は全体で 28.4%となったほか、知的障害及び精神障害のある人については、約 4 割が何らかの差別を受けた経験があると回答しており、差別を受けた内容として最も高かったものが「偏見を感じるような対応をされた (63.2%)」となっており、制度の浸透に加え、障害及び障害のある人に対する理解と合理的配慮の推進が求められているといえます。

<施策の方向>

県では、差別解消法の施行に併せ、県職員の対応要領を策定するとともに、障害者差別に関する相談窓口の設置、市町村や関係機関等と連携した相談・紛争防止体制の整備を推進してきました。

今後は、引き続きこれらの施策の充実を図りながら、個別の相談事例の収集・分析等を通じた望ましい対応の共有や、障害及び障害のある人に対する県民の更なる理解促進と周囲の人々の配慮の促進に取り組みます。

<主な推進施策>

(1) 行政機関等における配慮

- ◆ 県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、管理職又は新任の県職員に対する内部研修等を実施し、障害のある人に対する理解の促進と適切な対応ができる環境整備を推進します。
- ◆ 障害のある人が、県が主催する会議や各種行事等に参加しやすい環境づくりのため、手話通訳や要約筆記、資料の点訳等の合理的配慮の提供を行います。
- ◆ 障害のある人が、行政関連情報を円滑に取得・利用できるよう、ホームページや広報誌など、県の広報媒体における情報アクセシビリティの向上を図ります。

(2) 普及啓発・広報活動の推進

- ◆ 県の広報媒体等を活用し、障害者差別の解消に向けた関連情報の発信や、障害者週間（12月3日～9日）等における各種行事の開催など、障害当事者団体や支援団体を含む関係機関等と連携した啓発・広報活動に計画的に取り組み、障害及び障害のある人に対する県民の理解・関心を高めるとともに、障害のある人の社会参加を促進します。
- ◆ 特に、障害に対する理解・関心の向上には、子どもの時期から障害を受容する環境

づくりが有効と考えられることから、「共に学ぶ教育」の推進と障害のある児童生徒に対する支援の更なる充実を図ります。

- ◆ 内部障害や難病の方など、外見からは障害等があることがわかりにくい方々に対して周囲の方に援助や配慮を促すヘルプマーク等に関する制度や、歩行が困難な人のための駐車場利用証を発行・配布する「パーキングパーミット制度」の導入は、有効な合理的配慮の一つと考えられることから、全国の状況等を踏まえながら、本県における導入の検討を進めます。

(3) 相談体制の整備

- ◆ 障害者差別等に関する県の総合相談窓口である「宮城県障害者権利擁護センター」を設置・運営し、市町村や関係機関等と連携の上、障害を理由とする差別の速やかな解消と未然防止する相談体制の整備を推進します。

(4) 関係機関と連携した差別解消の取組

- ◆ 「宮城県障害者施策推進協議会」等の場において、障害者差別に関する相談内容や対応事例、合理的配慮の事例等についての関係機関との情報共有や事例分析、研修事業の開催等を通じて、障害を理由とする差別に関する紛争の防止・解決力の向上を図ります。

2 雇用・就労等による経済的自立の促進

<背景>

障害のある人が、地域社会の一員として、生きがいを持って日常生活及び社会生活を営むためには、雇用・就労による経済的な自立が重要です。

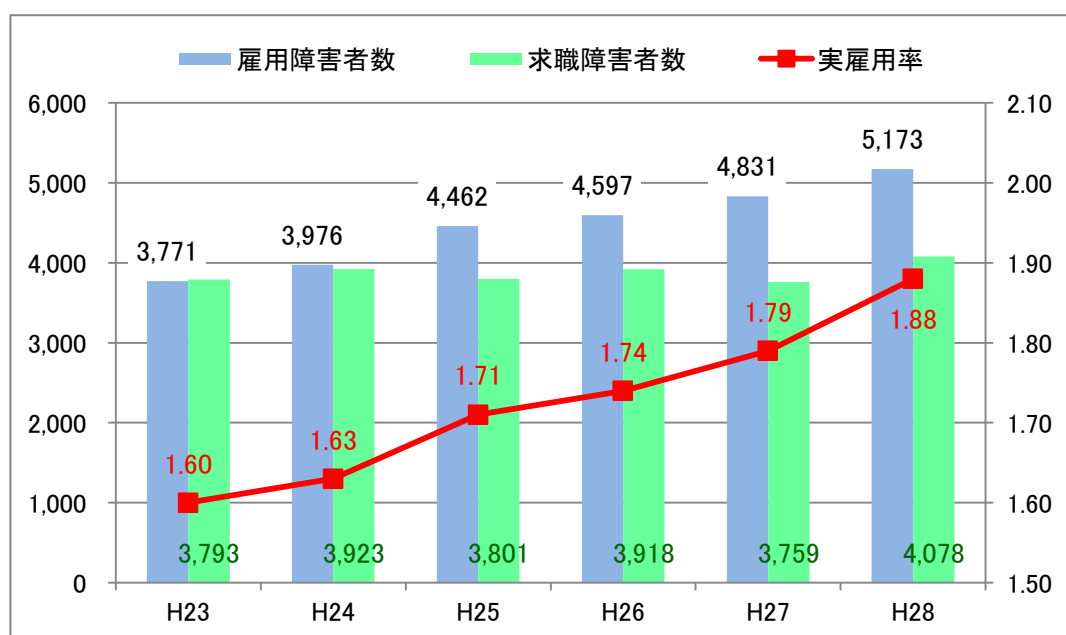
このため、民間企業等における雇用機会の確保・拡大、職業訓練・職業能力の開発に対する支援はもちろんのこと、直ちに一般就労が困難な障害のある人のためにも、就労支援施設等の働く意欲を就労に結びつける、福祉的就労の場の確保・充実が必要であり、特に、福祉的就労の場で働く障害のある人の工賃水準の引き上げを促進する環境整備が求められています。

<現状等>

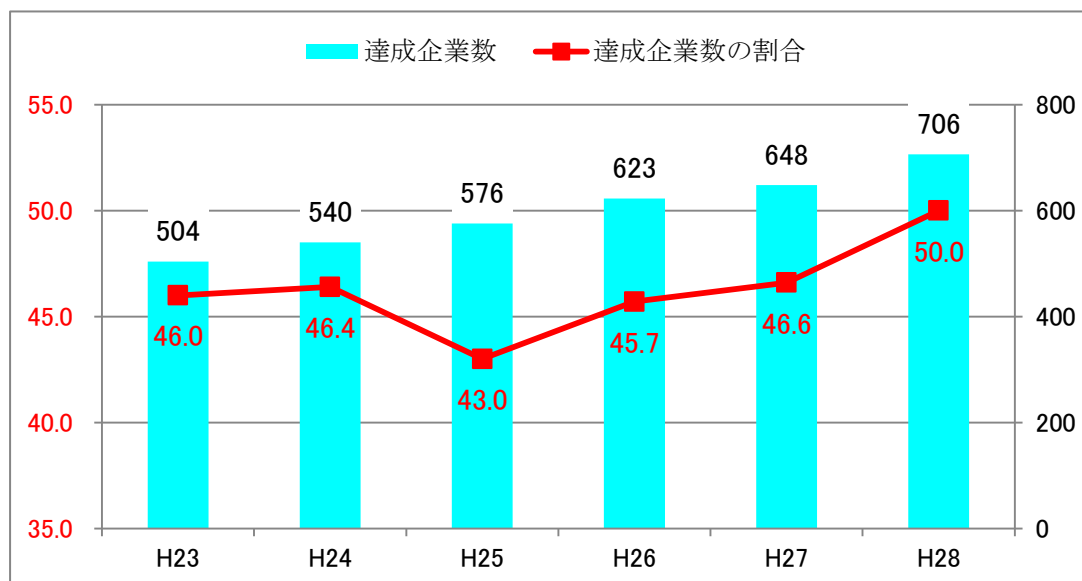
(1) 障害者雇用率

- ◆ 障害のある人の雇用情勢については、障害のある人自身の働く意欲の向上と、社会全体の理解・関心の高まり等を背景に着実に進展しつつあり、障害者雇用促進法に基づく本県の雇用障害者数は、平成28年度で約5,200人、実雇用率は1.88%、法定雇用率の達成企業数といずれも過去最高となりました。他方、全国レベルでみた実雇用率は低い水準にあるほか、平成28年度末時点（P）における障害のある求職者数は約4,100人となっているなど、更なる雇用情勢の改善に取り組む必要があります。

【図表2-3】障害者雇用率等の推移



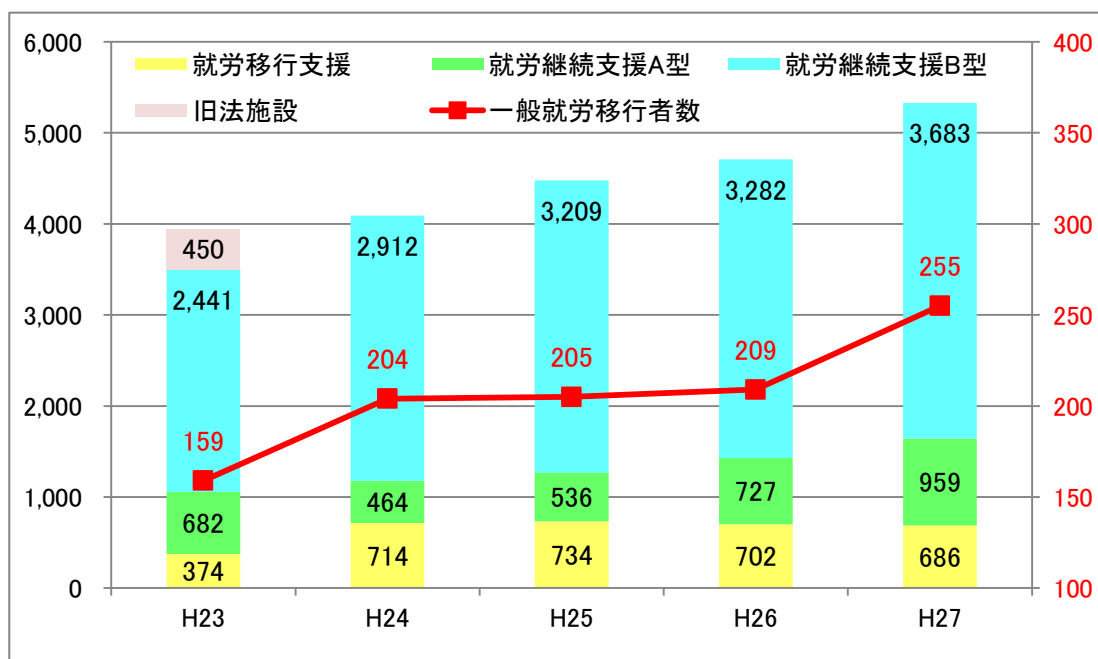
【図表 2 - 4】法定雇用率達成企業数等の推移



(2) 福祉的就労からの一般就労

- ◆ 福祉施設を利用していた障害のある人の一般就労への移行は、就労支援施設等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）の整備とともに、堅調に推移しており、平成23年度から平成27年度までの5年間で延べ1,032人となっています。

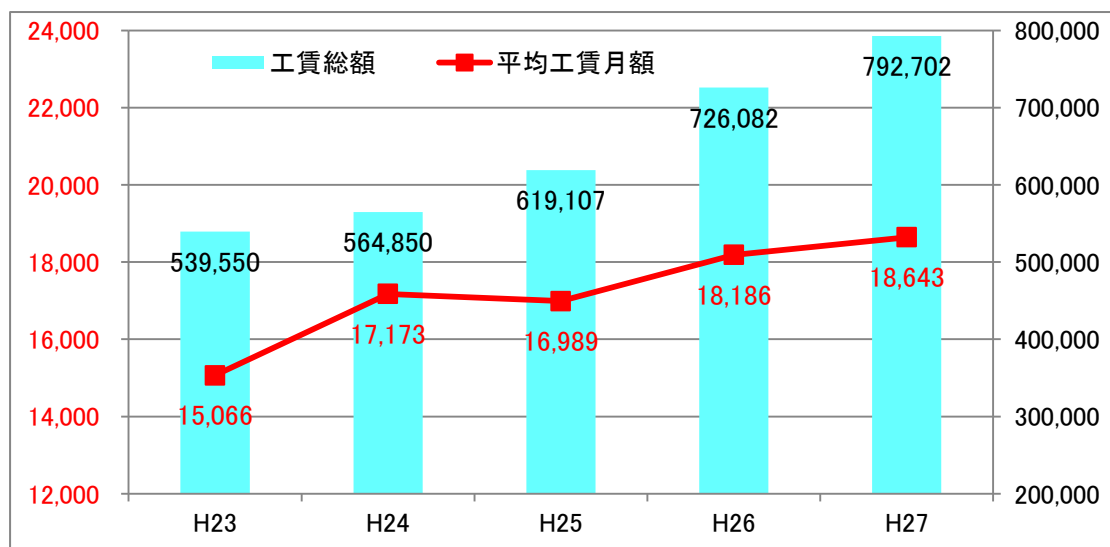
【図表 2 - 5】就労支援施設等（定員数）と一般就労への移行者数の推移



(3) 平均工賃月額等の推移

- ◆ 県では、「宮城県工賃向上支援計画（第一期：平成24～26年度，第二期：平成27～29年度）」を策定し，就労継続支援B型事業所等で働く障害のある人の工賃向上に向けた取組を進めています。
- ◆ 本県の就労継続支援B型事業所で働く障害のある人に支払われた工賃は，平成27年度総額で約7.9億円と平成23年度と比べて，約2.5億円増加しているほか，平均工賃月額についても18,643円と全国でも比較的高い水準を維持していますが，第二期計画に掲げる目標額23,000円には達していない現状にあります。

【図表2-6】平均工賃月額と工賃総額の推移



<施策の方向>

引き続き，障害のある人の雇用・就労の機会の拡充と職業能力の開発を図るとともに，就労支援施設等の企業的経営スキルの向上や商品開発・販路開拓に向けた支援，共同受注体制の強化等を通じた工賃向上を促進します。

また，障害のある人の職域拡大に有効な農福連携等の取組を進めるとともに，就労支援施設等の商品・役務等に係る行政機関等の優先調達を推進します。

<主な推進施策>

(1) 安定した雇用の確保

- ◆ 「障害者雇用促進法」の改正により，平成25年度に法定雇用率が引き上げられたことや，平成30年度から精神障害（発達障害を含む）のある人の雇用が義務化されること等を踏まえ，地方公共団体等における障害者雇用率の向上に努めるとともに，宮城労働局をはじめとする関係機関と連携して，民間企業における障害に対する理解

促進と法定雇用率達成に向けた普及啓発活動や、障害のある人の雇用を検討している中小企業者に対する助言等を通じて、障害のある人の雇用の場の拡大を図ります。

- ◆ 福祉的就労からの一般就労への移行が一定程度進捗する一方で、企業等に就職した障害のある人の離職率も増加していることから、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、宮城障害者職業センター等との関係機関と連携し、一般企業における障害のある人の受入体制の整備に関する支援等を行うほか、就労移行支援事業と企業等とが連携し、障害のある人が企業等で長く働き続けられるための研修プログラムの開発等に取り組み、雇用の安定化を図ります。

(2) 就労支援施設等の経営力向上等を通じた工賃向上

- ◆ 「宮城県第二期工賃向上支援計画（平成27～29年度）」の実績等を踏まえ、「第三期工賃向上支援計画（平成30～32年度）」を策定し、就労支援事業所の更なる工賃向上取組を推進します。
- ◆ 引き続き、就労継続支援事業所等による「工賃向上計画」策定や、策定した計画等を実践するための専門家派遣を行います。
- ◆ 異業種交流を含めた就労支援事業所の職場環境の改善や生産性の向上等に向けた活動を支援します。
- ◆ 地元企業等と連携し、就労支援施設等による製品等の展示販売会の開催等を通じて、販路の開拓・拡大を図ります。

(3) 職業訓練・職業能力の開発

- ◆ 宮城障害者職業能力開発校において、就業に必要な職業能力の開発・向上を図るため実技を主体とした職業訓練を実施するとともに、就業を促進するため、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、実習協力企業の開拓、当該企業における訓練生の実習等を通じて企業との信頼関係の構築を図ります。
- ◆ 「障害者就業・生活支援センター」を中心に、一般就労の場を確保するため、企業等の開拓に取り組みます。
- ◆ 情報通信技術（ICT）の発達に伴い、障害のある人の就業機会の拡大が期待されることから、障害のある人に対するICTスキルの習得支援の拡充に取り組みます。
- ◆ 特別支援学校と企業間の連携を強化し、生徒の職場及び実習受入先の開拓を行う機能の充実を図ります。このことによって、職場や実習内容に関する情報と実習体験の場を提供し、生徒一人一人のニーズに応じた就労に向けた支援を行います。

(4) 多様な就業機会の創出

- ◆ 障害のある人などに介護に関する資格取得を支援し、介護分野における就労機会の拡大を図ります。また、知的障害や精神障害のある人を、県の職場に短期間、研修生

として受け入れ、職場体験の機会の提供と就労意欲の向上を図ります。

- ◆ 農業分野における障害のある人の就労支援・工賃向上等を目指す、いわゆる「農福連携」推進のため、農産物等を中心とする展示販売会の開催や、就労支援事業所等に対する農業技術や6次産業化の専門家派遣等を行います。

(5) 行政機関等からの受注促進

- ◆ 「障害者優先調達推進法」に基づき、県の優先調達方針を策定し、就労支援施設等が提供する物品・サービスの優先調達を引き続き推進していくとともに、宮城県障害者施策推進協議会等の場を通じて、関係団体等での優先調達を働きかけていきます。

3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

<背景>

障害のある人が、安心して生活するためには、住まいの確保や日中活動の場の充実とともに、保健・医療・福祉・保育・教育等の連携の下、その人の心身の状況に応じた、適切なサービス等を身近な地域で受けることのできる環境の整備が必要です。

特に、成長とともに支援のあり方に変化が生じる障害児に対する切れ目のない支援体制の構築や、発達障害のある人の早期発見・早期療育、「医療的ケア」を要する障害のある人への支援の拡充等が求められています。

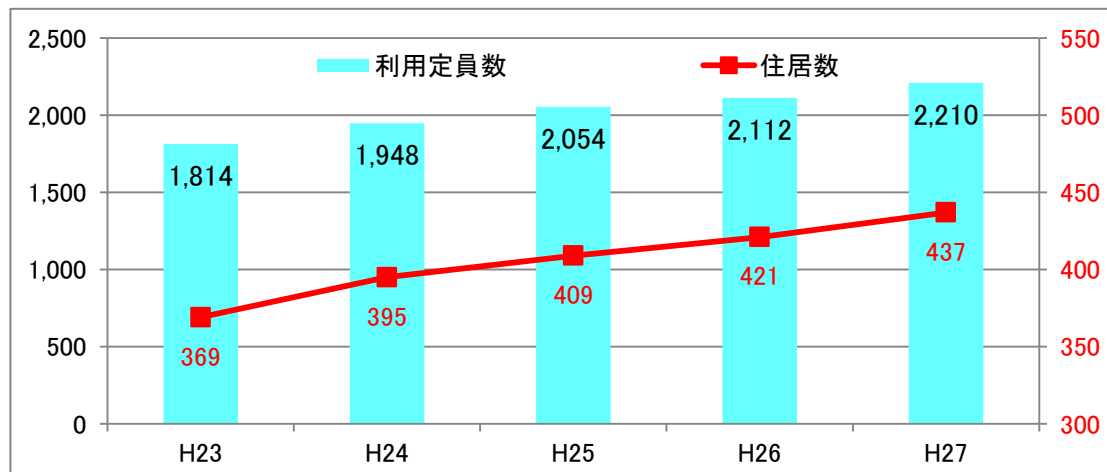
また、地域での生活が困難な障害のある人に対するセーフティネット（施設入所支援）機能の充実に加えて、バックアップ（地域生活支援）・コーディネート（事業所連携拠点）機能も併せて整備していく必要があります。

<現状等>

(1) グループホームの整備状況等

- ◆ 障害のある人の地域における住まいの場であるグループホームの整備状況は、平成27年度末において定員数2,210人、住居数437戸と平成23年度に比べて、それぞれ396人分、68戸増加しています。

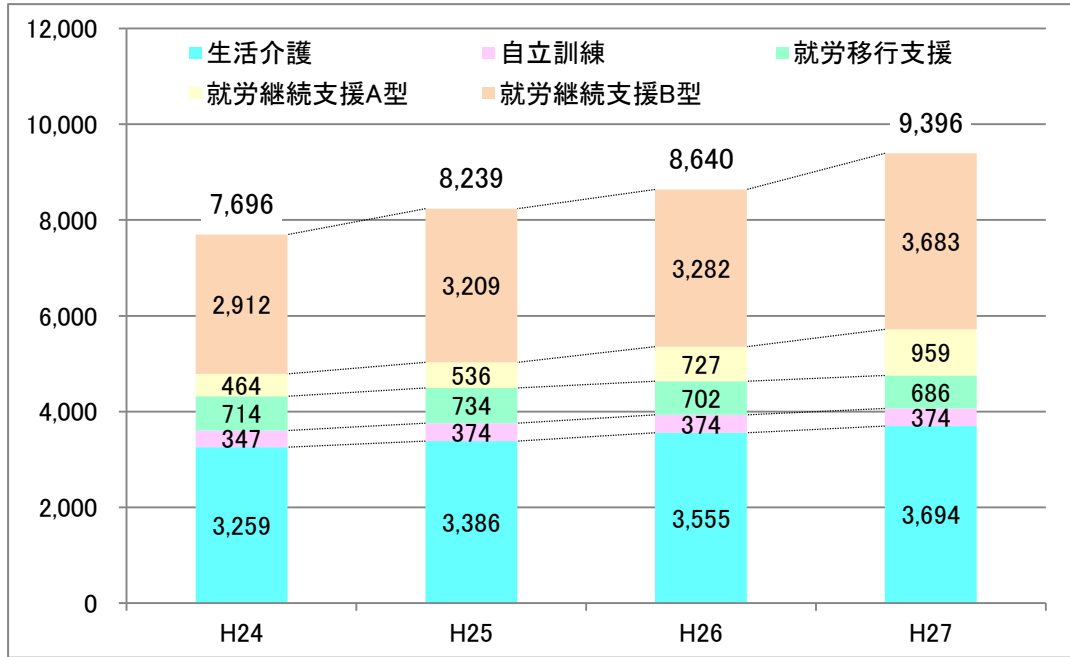
【図表3-1】グループホームの定員数・住居数の推移



(2) 日中活動系サービスの整備状況

- ◆ 障害のある人の日中活動の場等を提供する障害福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援、就労継続支援A型・B型）の整備状況は、平成27年度末において、定員数（総数）で9,396人と現行のサービス体系となった平成24年度と比べて、1,700人分増加しています。

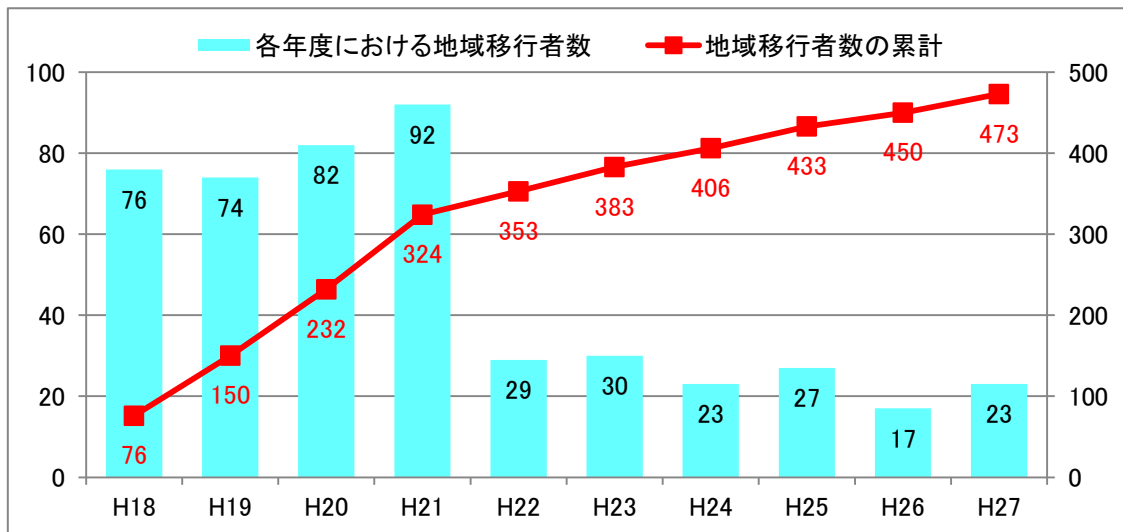
【図表 3-2】日中活動系サービス定員数の推移



(3) 障害のある人の地域生活移行状況

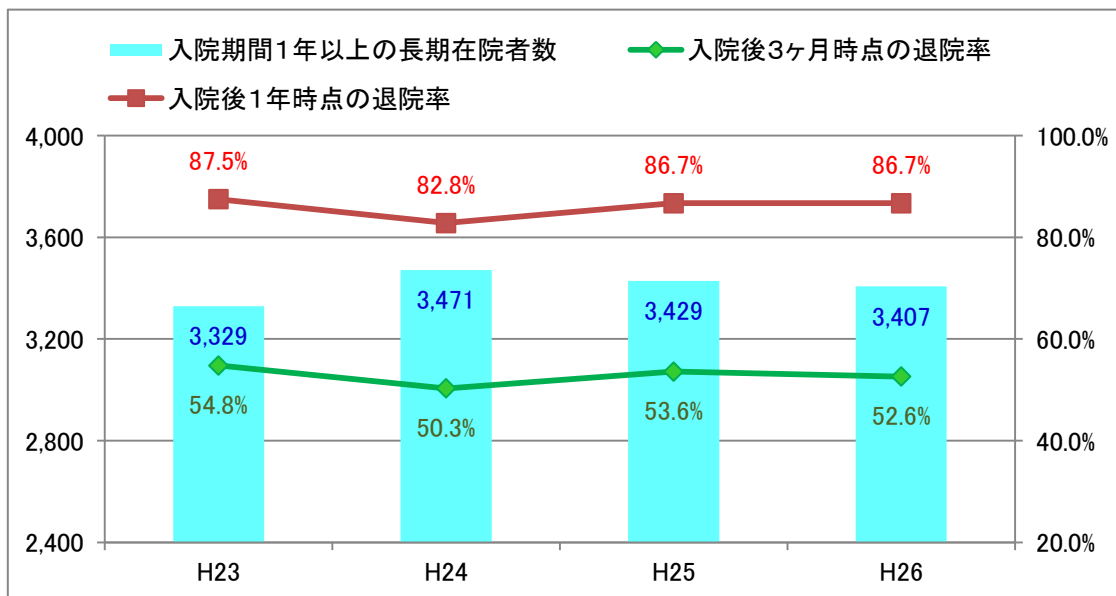
◆ 「第3期宮城県障害福祉計画」では、平成18年度から平成26年度までの地域生活移行者数の目標値を、平成17年10月1日現在の施設入所者数（2,225人）の3割に当たる668人としていましたが、実績は450人（目標値の約67%）にとどまりました。また、「第4期宮城県障害福祉計画」では、平成26年度から29年度までの地域生活移行者数の目標値を210人としていますが、平成26・27年度の実績は40人（目標値の19%）となっており、達成は大変厳しい状況にあります。

【図表 3-3】地域生活移行の状況



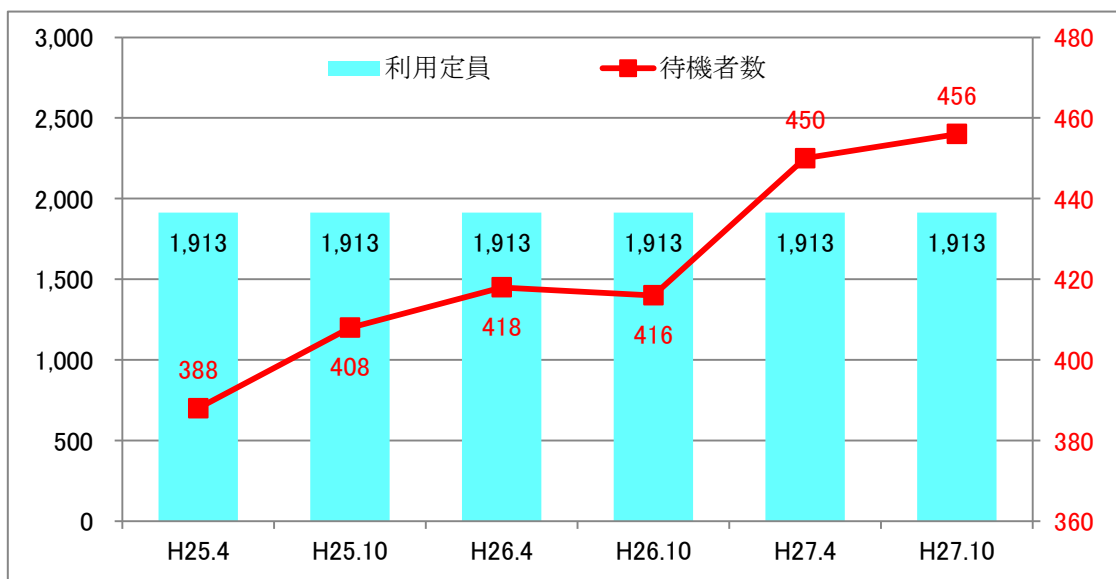
- ◆ 「第4期宮城県障害福祉計画」では、平成29年6月時点を基準として、入院中の精神障害のある人の地域生活移行目標として、入院後3か月時点の退院率64%、入院後1年時点の退院率91%、入院期間1年以上の長期在院者数を2,846人としていますが、平成26年度末時点では、いずれの目標も達成が厳しい状況にあります。

【図表3-4】精神障害者の地域移行状況



- ◆ 「第4期宮城県障害福祉計画」では、本県の社会資源を勘案し、施設入所者の削減について目標を設定しませんでした。依然、入所待機者数は増加する傾向にあります。

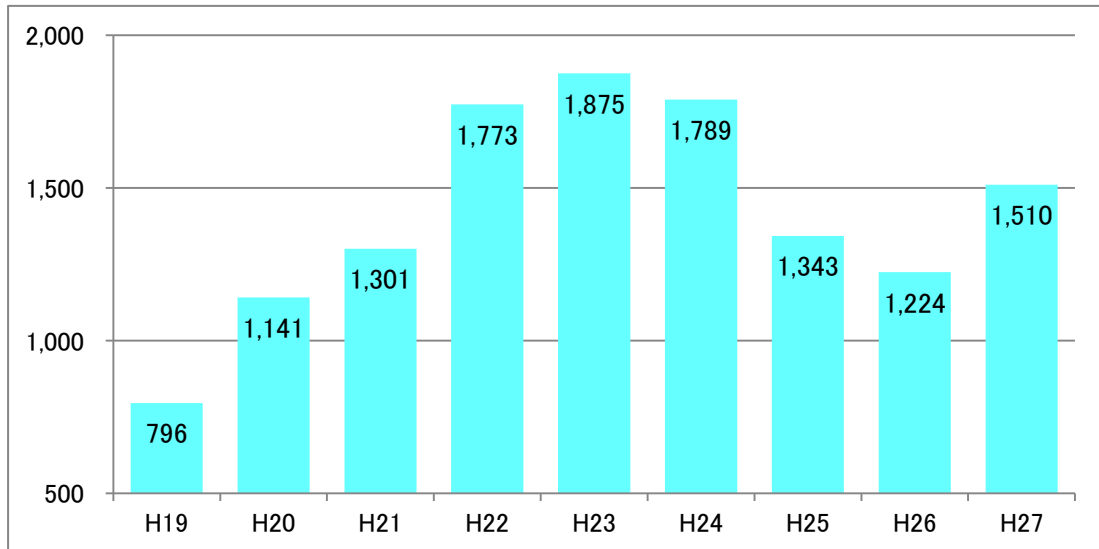
【図表3-5】障害者支援施設における入所待機者の推移



(4) 発達障害のある人に対する支援等の状況

- ◆ 発達障害のある人の正確な人数の把握は困難ですが、平成18年11月に設置された宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」には、毎年多くの相談が寄せられており、発達障害のある人への支援の必要性が高まっていることがうかがえます。

【図表3-6】発達障害支援センターの相談件数の推移



(5) 医療的ケアを要する障害のある人の状況等

- ◆ 平成28年2月に県が県内（仙台市を除く）の障害のある人に対して実施した医療的ケアに関するアンケート調査によると、回答者5,984人のうち、医療的ケアを要する人は1,974人（33%）となっています。
- ◆ 他方、同年2月に県が県内（仙台市を除く）の障害福祉サービス事業所に実施したアンケート調査によれば、回答のあった562事業所のうち、医療的ケアの対応が可能であると回答した事業所は152事業所（27%）にとどまっています。

<施策の方向>

障害のある人の地域生活への移行を進めるため、引き続きグループホームや地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、利用者本位のサービス提供を可能にするための相談支援体制の充実や、介護人材の確保・育成、サービスの質の確保等に取り組みます。

特に、障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制の構築を図るほか、支援の必要性が高まっている発達障害に関する支援体制の整備を推進するとともに、医療的ケア実施体制の充実に向けた取組を進めます。

また、障害のある人のセーフティネット機能を担っている県立障害者支援施設「船形コロニー」については、老朽化等への対応とともに、バックアップ・コーディネートと

いった新たな役割を果たすことを見据えた整備を進めます。

<主な推進施策>

(1) 介護人材の確保・育成

- ◆ 障害福祉分野における介護人材の確保・育成のため、職種や従事年数等に即した各種研修事業の充実を図るとともに、多様なケアに対応できる人材の育成を通じた介護人材の流動化、研修受講の促進に向けた支援を行います。また、福祉系大学や専門学校の学生の障害福祉分野への就職を促進するため、在学中に障害福祉関係施設で現場体験ができるような環境の整備に努めます。
- ◆ 国の制度を活用しながら、介護従事者の処遇改善に取り組むほか、異業種との交流等による介護負担の軽減に向けた取組など、働きやすい介護現場の環境整備を支援し、介護人材の職場定着を図ります。

(2) 住まい・支援拠点の整備等

① 地域生活移行

- ◆ 「宮城県障害福祉計画」に基づき、引き続き、障害のある人の地域生活の場であるグループホームや、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、施設入所者や精神科病院の入院患者等の退所・退院に向けた個別支援、地域の受入体制の調整等を行う相談支援体制の充実を図り、地域生活への移行を推進します。
- ◆ 特に、精神障害のある人の地域生活への移行を進めるため、精神障害に関する正しい知識の普及啓発を図り、未治療者や医療中断者、若年層の精神疾患発症の早期発見と早期治療を促進するほか、民間精神科病院や関係機関の協力を得ながら、24時間、365日の精神科救急患者の受入が可能な精神科救急医療システムの充実を図ります。

② 医療的ケア提供体制の整備

- ◆ 人工呼吸器の管理や経管栄養などの「医療的ケア」が必要な障害のある人が安心して在宅で生活できるための支援として、介護職員等の特定行為の研修受講、療養介護事業所の待機者解消に向けた取組を促進するほか、医療的ケアに対応した訪問系・日中活動系サービス事業所や医療型短期入所事業所の拡充など、医療的ケアの提供体制の整備を推進します。

③ セーフティネット機能の確保・充実

- ◆ 地域での生活が困難な障害のある人を受け入れている民間の障害者支援施設等とのネットワークを強化し、県全体のセーフティネット・バックアップ機能の底上げを図ります。
- ◆ 特に、その中核的役割を担うことが期待されている県立障害者支援施設の「船形コロニー」については、外部有識者等の意見を踏まえて策定した整備基本構想に基づき、老朽化やバリアフリー等への対応に加えて、県立施設が担うべきセンター機能（県全

域のセーフティネット、民間のバックアップ、地域の社会資源のコーディネート）を發揮するための再整備を推進します。

- ◆ さらに、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策や、地域や県警等と連携した防犯対策を推進します。

(3) サービスの質の確保・向上等

① 相談支援体制の充実

- ◆ 障害のある人やその家族の意向を尊重した適切なサービス提供を推進するため、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の策定等を担う相談支援事業所への研修及び指導や、相談支援専門員の確保・育成に係る取組を推進し、地域における相談支援体制の充実を図ります。また、障害保健福祉圏域ごとに、基幹相談支援センターを設置し、障害のある人の相談や権利擁護、地域移行等のニーズに対して総合的に対応します。

② 障害児支援の充実

- ◆ 障害のある子ども（児童福祉法における「障害児」をいいます。）とその御家族に対して、子どもの成長過程に合わせた効果的、かつ、一貫した支援を可能にするため、「宮城県特別支援教育将来構想」等に基づく特別支援教育の充実に向けた取組を推進するほか、保健・医療・福祉・保育・教育等の更なる連携を進め、発達障害などの早期の発見・療育が有効とされる障害のある子どもが、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

③ 発達障害のある人の支援の充実

- ◆ 宮城県発達障害支援センター「えくぼ」を中核機関として、発達障害のある人やその家族、支援者に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した相談支援・発達支援・就労支援等を行います。
- ◆ 国のモデル事業を活用して行ってきた幼児健診へのアセスメントツールの導入や、保育所・幼稚園等の現任者に対する発達支援スキルの習得研修、ペアレント・メンター育成研修等の取り組みやノウハウを県内市町村に提供し、早期発見・早期療育の体制を構築します。

④ サービス提供に係る指導等

- ◆ 在宅及び施設等での障害福祉サービスが適切に提供されるよう、サービス事業者等や市町村に対して、実地による指導等を行うほか、サービス事業者に対する第三者評価やサービス情報の公表等を行います。